

第3回 今後の看護教員のあり方に関する検討会

議事次第

平成21年8月5日（水）

17:00～19:00

厚生労働省共用第7会議室

1. 開会

2. 議事

1) 看護教員の養成について

2) その他

3. 閉会

【資料】

資料1 これまでの委員の主な意見

資料2 主な検討課題と論点

資料3 看護教員養成講習会実施要領の変更の経緯について

資料4 看護教員養成講習会の実施状況について

資料5 これまでの議論の整理（案）

参考資料 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部
を改正する法律について（通知）

これまでの委員の主な意見

I 看護教員の養成について

【看護教員養成講習会に関して】

- 1年間の看護教員養成講習会は有益である。受講したことで、教員としての姿勢や態度には変化がみられ、組織内でも活躍してくれる。
- 看護教員養成講習会では講義などの指導の仕方は教えているが、教員としての業務をすべて教えているわけではない。もっと現場ですぐに活かせるような内容の教員養成講習会を行う必要がある。
- 毎年実施する県は限られていて、県外に出なければ受講できないといった実情もある。今の実施方法では、物理的な問題や家庭の事情から看護教員養成講習会を受けたくても受けられない人もいるのではないか。
- 看護教員養成講習会を実施する県にばらつきがある。養成所の数や未受講者の数などいろいろな要因があるだろうが、1県で必要な人数が集められないこともある。
- 看護教員養成講習会を受講したくても出来ない人が少しでも受講できるよう、放送大学、通信制、e-ラーニングの活用などの方法を導入してはどうか。
- 特定の施設や研修制度だけでなく、大学での科目履修を認定できるようにすれば、近隣の大学で受講でき、長期間職場を空けずに済むのではないか。
- 養成所から研修には出せない、研修に出すとしても欠員のままという施設もあり、養成所には講習会に送り出すだけのマンパワーや財政の余裕がない。無理をして講習会に出しても、養成所に戻ってすぐやめてしまうことがある。
- 高等学校の看護教員の養成は、看護教員養成コースを有する10数校の課程認可大学で行われるが、コースを選択する学生が少数であるため、養成が少ない。
- 質の高い看護教員を養成するために、当面は何をしなければいけないのか、将来的な方策はどうあるべきかという段階的な議論が必要である。
- 現在開催されている看護教員養成講習会・実習指導者講習会・幹部看護教員課程を連動させたほうがよいのではないか。
- 看護教員養成講習会の教育時間を単位制にした上で、大学での取得単位が5年以内の取得であれば、それを看護教員養成講習会の単位として認定するのはどうか。
- 900時間を8ヵ月で実施するというのは、つめこみの教育になり、受講者にとって負担が大きい。1年にしてももう少しゆとりを確保すべきである。

- 看護教員に求められるものは時代とともに変わってきている。平成21年のカリキュラム改正を活かした新しい教育内容を設定していくべきである。
- 看護教員が自信を持てるよう、学位に繋がるようなコースを作るべきである。
- 専修学校の看護教員は臨床経験を要件としているが、大学の看護教員にも臨床経験は必要である。
- 教育時間、内容、実施体制、評価の視点を含め、看護教員養成講習会実施要領の見直しやガイドラインが必要である。
- 大学や大学院に看護教員養成課程を設置するのが望ましい。
- 都道府県の看護教員養成講習会担当者へ、研修の開催に関する情報提供、カリキュラム構築における相談体制などが必要である。
- 各地方厚生局単位での統一したカリキュラムによる実施やブロック単位での実施を検討してほしい。

II 看護教員の継続教育について

【各教育機関での継続教育の現状と課題について】

- 医師は、大学に所属していても病院で外来をするなど患者とかかわりが持てる。看護師の場合、ユニフィケーションを実施しているところでも、病院と学校の仕事を1人がこなすとなると、人数の問題等で限界があり、医師と同様にはいかない。
- 病院と学校のユニフィケーションは身分の保証や給与の関係などの問題で実践できない所が多い。
- 大学等では教師教育という意味でFD(ファカルティ・ディベロップメント)の取り組みが義務づけられているが、さらに看護実践能力を活かせるようなFD等の取り組みが必要である。
- 教育や看護実践能力、研究、マネジメントといった内容について設置主体が組織的に教員の研修を体系化しているところがある。
- 大学が養成所も含めた看護教員を集めて公開講座等の講習を開催し、専任教員の継続教育を担っているところもある。
- 病院に付属の教育機関がある場合、教員が希望する病棟で一定期間の研修を行えるシステムを構築しているところや、採用後の教員研修を体系化し、研究調査日の取得や臨床研修制度等を導入しているところもある。
- 新人教員は即実践が求められており、その現状は過酷なので、指導教員や助言システムを用意しているところもある。
- 大学院修了等キャリアアップした看護教員たちは、大学へ流れてしまう。学習をつ

- んだ教員が養成所で能力を発揮しながら教育にあたるという環境が整っていない。
- 看護教員養成講習会を含め継続教育は絶対に必要であるので、継続教育を受けることへの経済的補助も考えてほしい。
 - 看護教員養成講習会受講後に、受講生のモチベーションが維持されるような継続教育システムが必要である。

【教員に求められる資質と評価について】

- 看護師の専門能力、臨床実践能力を看護教員になってからも維持することは困難であり、臨床を離れている看護教員に看護実践能力を求めるのは無理がある。
- 看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要で、そのバランスが大事であり、両方を補い合うシステムを作ることが重要である。
- 看護教員には教育学、教育論が不足しており、その視点を育てる必要がある。
- 教育的まなざしを学生に伝える技と知性としてのコミュニケーション能力が看護教員には必要である。
- 学生は多様化しており、看護教員には指導力やカウンセリング能力等も求められているが、画一的ではなく、個々の能力を高めていけるような仕組みが必要である。
- 文字を読む、書く力といった基礎学力の差が他分野の教員に比べて大きい。
- 看護教員の役割は、臨床実践能力の担保ではなく、誰に学生を預けたら優れた臨床実践の指導をしてもらえるかを見極め、状況を説明できることが重要である。教員には時代の要請に合ったカリキュラムを作成できることが求められる。
- 全体的に教員の自己、生徒や保護者による他者評価システムが浸透しつつある。
- 質の高い看護教員は、どういう要件を備えているべきなのかということを議論しておく必要がある。
- 看護教員に求められている資質や教員像は、モデルを作ると非現実的なものになりがちなので、資質の内容を整理・構成化してはどうか。

【自己研鑽について】

- 臨地実習指導と講義にほとんどの時間を費やし、自己研鑽の時間が十分にとれていない現状がある一方で、研修に積極的に参加する人が多い養成所もある。
- 専門看護師の資格を有する教員の中には、定期的に病院の外来に出たり、臨床との研究会を作ったりして、臨床とのつながりを持っている者もいる。
- 臨床での自己研鑽を研修として位置づけるなど、自己研鑽の機会を組織的にシステムとして確保していくことが必要である。

【今後の継続教育のシステムについて】

- 看護教員の成長を新任、中堅、ベテランといった段階別モデルを作成して対応するとよい。
- 大学が行っている講習等の教員の継続教育を各都道府県で行えるよう体制化する必要がある。
- 看護教員のキャリアアップやユニフィケーションのシステム化を考える必要がある。

Ⅲ 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について

【臨床家の教育者としての活用】

- 臨床の実習指導者は、看護師の業務と兼任でしか学生と関わっていないので、専任として関わる人の配置を義務づける取組みや、学生が行う学内演習から関わることができるシステムが必要である。
- 看護教員が高度な看護実践能力を維持するためには、病院内での看護実践能力の活用をどのように考えるかが大きな課題である。
- 看護教育において臨床家と看護教員の協働の仕方について、その仕組みづくりが重要である。
- 高度実践能力を持つ看護職員(認定看護師や専門看護師等)を教員として活用するシステムを作る必要がある。
- 臨地実習指導に関わる看護教員や臨床の実習指導者といったマンパワー不足から、学生に安全に実習を行ってもらう環境を整えるのに苦労している。

【臨地の実習指導者について】

- 病院によっても実習指導者の配置数に差があるが、実習病院で職員を実習指導者講習会へ派遣する際は、病院の負担であり、経済的支援がないのが厳しい。
- 小さい病院が病院だけで実習指導者を養成して配置するということは不可能であり、学校で養成費用を負担しないと動かない現状がある。
- 臨床の実習指導者も含めて実践能力のある人が、実習にきた学生に関わる体制作りが必要である。

主な検討課題と論点

1. 質の高い看護教員を養成するための看護教員養成のあり方及び要件について
 - ・ 看護教員養成講習会の実施体制は、各都道府県によって異なるが、ブロック単位などで調整する必要はあるか
 - ・ 看護教員養成講習会の質の充実・確保をどのように図るか
 - ・ 看護教員養成講習会の未受講者を減らすためにはどのような方策が必要であるか
 - ・ 看護職員や教員の高学歴化が進む中で、現在の専任教員の要件をどのように考えるか
 - ・ 質の高い看護教員に求められる資質とはどのようなものか。
2. 看護教員の継続教育について
 - ・ 現状を踏まえ、看護教員の新任時期から連続した継続教育の仕組みをどのように考えるか
 - ・ 看護教員の資質を高める継続教育にはどのような内容が必要か
 - ・ 看護教員の継続教育の方法として、どのようなことが考えられるか
 - ・ 看護教員の実践能力を高める方策にはどのようなものがあるか
3. 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について
 - ・ 臨地実習の質を確保するにはどのような指導体制の整備が望ましいか
 - ・ 臨床家を効果的に活用するためにはどのようなシステムが考えられるか

看護教員養成講習会実施要領の変更の経緯について

資料3

昭和41年(1966年)-本名称で開始
 昭和45年(1970年)-都道府県委託事業
 平成2年(1990年)-補助事業

看護教員養成講習会実施要領(平成2年～平成7年)				
開催 : 6ヶ月(705時間以上)				
定員数 : 45人以上				
区分	学科目	授業科目	時間数	備考
基礎科目 (看護教員としての必要な基礎知識を学ぶ。)	論理学	論理的思考	30	論理学、心理学、哲学の他に文化人類学、倫理学など論理的思考や人間理解をするための学習は、自己で補充する。
	心理学	発達心理・社会心理	30	
	哲学	人間と科学	15	
	計		75	
専門科目				
1 教育に関する科目 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育原理	教育原理	30	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。
	教育方法	教育方法	15	
	教育心理学	教育心理学	30	
	教育評価	教育評価	15	
	小計		90	
2 看護に関する科目 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論	30	看護教育史を含む。
		看護論演習	30	
	看護教育学	看護教育論	15	
		看護教育制度	15	
	看護教育課程	看護教育課程	60	
		看護教育課程演習	45	
	看護教育方法	看護教育方法	90	
		看護教育方法演習	90	
	看護教育評価	看護教育評価	30	
	研究	研究方法	45	
	看護学校経営	看護学校管理	15	
	関係法規	15		
小計		480		
計		570		
関連科目 (看護教員としての自己啓発を促す。)	集団指導		15	体験学習(教育キャンプ等)を含めることもできる。
	討議方法		15	
	計		30	
その他			30	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。
合計			705	

看護教員養成講習会実施要領(平成8年～現在)					
開催 : 8ヶ月(900時間以上)					
定員数 : 45人以上→30人(平成12年～現在)					
区分	教育内容	授業科目	時間数	備考	
基礎分野 (看護教員としての必要な基礎知識を学ぶ。)	看護教育の基盤	論理学	計 60		
		哲学			
		情報科学 等			
教育分野 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育の基盤	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	計 90	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。	
専門分野 看護に関する分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論	30	看護教育史を含む。	
		看護論演習	30		
		看護教育学	看護教育論		15
			看護教育制度		15
		看護教育課程	看護教育課程		60
			看護教育課程演習		45
		看護教育方法	看護教育方法		90
			看護教育方法演習		90
			看護教育実習		90
		看護教育演習	在宅看護論演習		30
			専門領域別演習		90
看護教育評価	看護教育評価	30			
研究	研究方法	60			
看護学校経営	看護学校管理	15			
計		690			
その他			60	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。	
合計			900		

※赤斜字=変更箇所

看護教員養成講習会の実施状況について

1. 直近の開催年度における看護教員養成講習会の実施体制について
2. 看護教育実習の内容について
3. 実施要領に規定する「900時間」を超えて行われている授業内容について
4. 開催都道府県が独自に設定できる「その他」60時間に含まれる教育内容について
5. 修了認定の基準について

1. 直近の開催年度における看護教員養成講習会の実施体制について

	開催期間 (ヶ月)	受講者数	教育担当者		合計	講師数 <small>注1)</small>	業務委託先	受講者の 費用負担額 (一人あたり)	県外受講者の 設定額 (一人あたり)
			教育担当者 (名)	事務担当者 (名)					
北海道	8	50	1	1	2	85	なし		設定なし
宮城	8	30	1	1	2	87	なし	76,558	106,003
福島	8	40	1	2	3	81	なし	130,000	200,000
茨城	10	30	1	0.3	1.3	95	茨城県看護協会	100,000	120,000
群馬	11	30	1	兼務1	1	91	なし	150,000	170,000
埼玉	12	45	1	1	2	84	埼玉県立大学	140,000	160,000
千葉	10	30	1	1	2	207	なし	0	0
東京	12	45	1	1	2	69	平成19年より東京都看護協会(平成19年までは現首都大学東京に委託)	256,000	設定なし
神奈川	12	40	4	1	5	205	なし	371,848	66,900
長野	10	30	1	1	2	65	長野県看護協会	150,000	170,000
岐阜	8	35	1	1	2	76	岐阜県看護協会	17,000~20,000	17,000~20,000
静岡	8	30	1	1	2	73	静岡県医師会	180,000	設定なし
愛知	12	35	2	1	3	84	なし	180,000	設定なし
三重	8	30	3	2	5	78	三重県看護協会	180,000	180,000
滋賀	8	45	1	1	2	78	滋賀県看護協会	100,000	150,000
京都	8	45	2	1	3	81	京都府看護協会	100,000	150,000 (京都・滋賀以外)
大阪	8	80	1	1	2	81	大阪府看護協会	100,000	設定なし
兵庫	8	35	1	0	1	79	なし	135,000	0
広島	8	35	1	1	2	71	公立大学法人県立広島大学	150,000	200,000
山口		30	1	1	2	48	山口県看護協会	100,000	150,000
福岡	8	45	1	1	2	61	なし	150,000	設定なし
大分	8	34	1	2	3	52	なし	150,000	設定なし
看護研修研究センター	12	104 ^{注2)}	9	5(兼務1)	13	123	なし	0	

注1)「平成16~20年看護教員養成講習会実績報告書」より(一部実数含む):講師は、教育担当者と兼ねていることもある

注2)看護師養成所教員専攻と助産師養成所教員専攻の合計

○=必ず実施
 △=いずれかを選択して実施
 □=3つの内1つを選択して実施

2. 看護教育実習の内容について

	指導時間						その他	指導頻度	その他	指導方法	その他
	講義	時間	学内演習指導	時間	臨地実習指導	時間					
北海道	○		○		○		◆			面接指導	
宮城	△	90	△		△			定期的		面接指導	メール・FAX
福島	○		○		○			毎日		面接指導	
茨城	○	30	○	30	○	30		不定期		面接指導	
群馬	□		□		□	45		定期的		面接指導	
埼玉	○	18	○	12	○	60		不定期		電話等による指導	
千葉	○	40	—		○	40		毎日		面接指導	電話・実習日誌などの紙面で
東京	○	90-100	—		○	24		その他	○教育担当者及び教育実習担当講師は、最低でもオリエンテーションの時期・模擬講義または本講義・反省会には出席し、指導を行っている。 ○実習先の指導教員は毎日指導している。	面接指導	メール・FAX・電話
神奈川	○	2	—		○	36		毎日		面接指導	
長野							◆	定期的		面接指導	
岐阜	○		—		○		◆	毎日		面接指導	
静岡	○		○		○		◆	定期的		面接指導	
愛知	△		△		○		◆	毎日		面接指導	
三重	○		○		○			毎日		面接指導	
滋賀	□		□		□		◆	不定期		面接指導	
京都	○		○		○		◆	その他	実習校の指導教員による。		未記入
大阪								定期的		面接指導	電話
兵庫	△		△		○		◆	その他	実習中は実習校の専任教員が指導している。講習会専任教員(教育担当者)はオリエンテーションや実習まとめを運営している。	面接指導	
広島			○		○		◆	不定期		その他	実習施設の指導者による指導
山口	△		△		△		◆	不定期		面接指導	
福岡	○		○		○			毎日		面接指導	実習校に向いて指導
大分							◆	毎日			
看護研修センター	△	概ね(48)	△	概ね(48)	○	42		その他	○センター教官:事前指導を行い、できる限り、授業、カンファレンス指導場面を参観し、振り返りと事後指導を行うことができるように指導の日程を組む。 ○実習受け入れ校の指導担当教員:授業に関しては不定期(ほぼ毎日)に、臨地実習指導に関しては毎日指導する。	面接指導	電話・メール

○「講義」「学内演習」「臨地実習指導」実施状況

3つ実施	9ヶ所
2つ実施	9ヶ所
1つ実施	2ヶ所
不確定・未記入	3ヶ所
	／23ヶ所

○指導時間の設定

確定	8ヶ所
不確定	12ヶ所
未記入	3ヶ所
	／23ヶ所

○指導頻度

毎日	8ヶ所
定期的	5ヶ所
不定期	5ヶ所
その他	5ヶ所
	／23ヶ所

3. 実施要領に規定する「900時間」を超えて行われている授業内容について

	「900時間を超えた」授業内容	左記の授業内容を選択した理由
北海道	①特別講義 ②研究方法や教育実習等のオリエンテーション・準備 ③レクリエーション	看護教員としての自己啓発を促し、また演習・実習を円滑に進めていくため
群馬	教育方法を含む論理的思考や人間関係論	看護教育の基礎を重視することにより専門分野の完成度を高めるため
埼玉	特別講義(トピックス)	教育内容をより豊かにするための内容
千葉	①看護管理(15時間) ②女性学(3時間)	看護の質の向上を目指す組織のあり方を学び、また、教員としての豊かな人間性を育てる目的で授業を設定
東京	看護教育実習	看護教育実習は3週間で講義と臨地実習指導を実施しているが、事前訪問や打ち合わせ、教育実習終了後のまとめ等を含めて120時間とした
神奈川	①看護技術論 ②看護教育研究計画 ③看護教育研究演習	①看護の専門性を追求していくうえで看護技術についての考え方を学び、今後の看護教育や看護の実践にいかすことができるため ②看護教育と実践するうえで研究活動は不可欠であり、また学生や現任者に指導していくためにも必要であるため
岐阜	①行事(オリエンテーション) ②研修時間	定められた時間内では演習のまとめ等に十分な検討ができないため研修時間を設けている
愛知	看護管理	看護教員にも管理的能力が必要であると考え設定している
滋賀	特別講演「身につけよう医療安全」	
大阪	①基礎分野 ②看護教育課程 ③その他	①情報科学で実習を実施していたため ②演習に向けて各専門分野での授業を取り入れているため ③最新の医療・看護分野の学習のため
兵庫	①特別講義 ②開講式・閉講式	看護教育に求められる情報や新カリキュラムに対応した教育内容を導入する必要があるため
山口	①看護論 ②看護教育課程 ③看護教育演習 ④研究	慣れない時期に自己学習を入れ、体慣らしとして演習準備を行うために初期に始まる演習時間を増やすことにより、受講生の時間外演習の負担を減らすとともに外部講師の日程変更に対応するため
福岡	①基礎分野(6時間) ②教育分野(15時間) ③専門分野(3時間) ④その他(18時間)	カリキュラム改正に伴う各分野の充実を図るため
大分	発達心理学・特別講義	教育の対象である青年期の心理的発達過程の特徴を理解することや、看護及び看護教育の潮流を学ぶことが、看護教員としての質の向上につながるため
看護研修研究センター	①研究方法(15時間) ②特別講義(15時間)	①授業、演習、実習などの指導を行うにあたって、最新の研究知見を活用して教育内容を設定する能力を養うために、研究論文のクリティークを行う時間を確保する。 ②保健医療福祉、教育および人間理解の基礎となる諸分野の碩学の講義を通して、看護基礎教育のあり方を考える力を涵養する。

4. 開催都道府県が独自に設定できる「その他」60時間に
含まれる教育内容について

教育内容	都道府県数
看護・医療の動向	12ヶ所
倫理(看護・医療・生命)	9ヶ所
医療安全	9ヶ所
保健・医療福祉	8ヶ所
看護管理	7ヶ所
国際看護	6ヶ所
災害看護	5ヶ所
人間関係論	5ヶ所
情報科学・情報処理論	5ヶ所
討議法	5ヶ所
カウンセリング	4ヶ所
医療経済学	3ヶ所
家族看護	2ヶ所
コーチング	2ヶ所
基礎看護と新人教育	2ヶ所
カリキュラム改正	2ヶ所
健康政策論	2ヶ所

(複数回答あり)

※対象:23ヶ所(22都道府県+看護研修研究センター)

5. 修了認定の基準について

	修了認定の基準 (出席日数以外に基準を設定している場合)
北海道	設定していない
宮城	以下のすべての要件を満たした者 ①出席時間数が全授業時間数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間数が3分の2以上であること ③受講生としての行動が良好であること
福島	各科目時間の3分の2以上の出席、受講状況において著しく到達目標に達しない場合は修了を認定をしないことがある
茨城	レポート等の提出期限
群馬	各授業科目の2/3以上出席していること
埼玉	①講習会日数のうち欠席日数が20日以内であること ②各講習科目の3分の2以上出席していること ③各演習の参加度が高く、レポートを期日までに提出し、内容が充分と認められること ④専門領域別演習において模擬授業を実施すること
千葉	設定していない
東京	①出席日数が全授業日数の4分の3以上であること ②授業科目の評価が合格点に達していること ③科目の出席時間数が正規の授業時間数の3分の2以上であること ④評価科目(看護論演習、看護教育課程概論、看護教育課程演習、看護教育方法論概論、看護教育教授方法演習、臨地実習指導方法演習、看護教育評価、看護教育実習)については、担当講師が行う試験、レポートなどが合格基準に達していること ⑤その他の科目は担当講師の裁量による
神奈川	設定していない
長野	設定していない
岐阜	設定していない
静岡	設定していない
愛知	設定していない
三重	設定していない
滋賀	設定していない
京都	設定していない
大阪	①出席日数が講習期間内に全授業日数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間が3分の2以上であること ③受講中に離職しないこと ④「看護論演習」「看護教育課程等演習」の評価がC以上であること)
兵庫	設定していない
広島	設定していない
山口	レポート提出
福岡	論文及び教育実習について担当講師点数評価
大分	受講態度・課題提出状況
看護研修研究センター	センター教官が担当する科目は認定試験を行う。教育実習はセンターが作成した評価表を使用して教育実習受入れ校において実際に研修生の授業や実習指導を担当した教員、および指導責任者が評価を行う。

これまでの議論の整理（案）

内；さらなる議論が必要な事項

I. 看護教員に求められる資質・能力に関して

- 看護教育の充実のためには、看護教員の質の向上が不可欠である。看護教員はどのような資質・能力を備えているべきなのか整理し、目標を示すことが必要である。
- 看護教員には看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要であり、そのバランスが重要である。
- その一方で、看護教員が看護実践能力を維持することは困難であり、臨床を離れている看護教員に一律に看護実践能力を求めるのは無理がある。
- 看護教員には、誰に学生を預けたら優れた臨床実践の指導をしてもらえるかを見極め、状況を説明できる能力が必要である。
- 教育的まなざしを学生に伝える技とコミュニケーション能力、その他多様な学生に対応できる指導力やカウンセリング能力等も求められている。
- 看護教員には、時代の要請に合ったカリキュラムを作成できる能力が求められている。

- ・看護教員に求められる資質・能力とその目標はどのように設定できるか。また、その評価はどのように行うべきか。
- ・看護教員には様々な能力が求められているが、その中でも今後、看護教員として強化すべき能力は何か。

II. 看護教員の要件に関して

- 看護教員には一定の臨床経験が必要であり、看護系大学においても看護師養成所と同様に、臨床経験を求める必要がある。

- ・看護職員や看護教員の高学歴化が進む中、また、看護教員の確保が困難である実情を踏まえ、専任教員の要件^(*)は現状維持とすべきかどうか。
(*) 専任教員の要件については、第2回検討会資料6を参照。
- ・もし、現行の専任教員の要件を緩和した場合、新任者の研修についてどのように考えるか。
- ・大学で教育関係の4単位を履修して卒業した者についての研修の必要性をどのように考えるか。

1. 看護教員養成講習会について

(1) 実施体制・方法

①現状と課題

- 看護教員養成の約8割は、都道府県による看護教員養成講習会が担っているが、実施する県は限られており、また実施状況にはばらつきがある。
- 受講希望者の減少等により、一県で開催基準を満たす受講者数を確保するのが困難である。
- 講習会開催県が限定的であることから、現在の実施方法では、受講を希望しても物理的な問題や家庭の事情により受講できない人の状況は改善されない。

②当面の改善策

- 看護教員が全国的にばらつきなく養成されるようにするため、看護教員養成講習会をブロック単位に調整した上で開催するなどの仕組みが構築されることが必要である。
- また、教育時間を単位制とし、受講者の状況に応じて数年間かけて断続的に履修できるようにしたり、放送大学等の活用も求められる。

・全国的にばらつきなく養成される仕組みを構築するためには、どのような体制が必要か。

(2) 講習会の質の充実・確保

①現状と課題

- 現行では8ヵ月で900時間の講習会を実施しており、つめこみ教育になっている。
- 看護教員養成講習会を受講することにより教員としての姿勢や態度に変化が見られ有益である一方、教員業務のすべてが含まれてはいないので、すぐに活用できることを教育することも必要である。
- 看護教員には学生を育む教育学や教育論の視点が不足している。
- 看護教員に求められるものは時代とともに変わってきており、それに伴い教員養成講習会の教育内容にも変化が求められている。
- 看護教員の養成に必要な教育内容について、看護教員養成講習会の担当者は理解する必要があり、講習会担当者への支援が必要である。

②当面の改善策

- 教員養成講習会において十分な講習成果を上げるためには、教育内容を整理するとともに、ゆとりのある期間を設定すべきである。
- 講習会の質の確保・向上のため、看護教員養成の教育内容を見直すとともに、受講者の評価やプログラムの評価なども含めた看護教員養成のためのガイドラインが必要である。

・看護教員に求められている資質をふまえ、現行の実施要領に定められている教育時間・教育内容をどのように見直すべきか。

2. 今後の看護教員養成のあり方について（中長期的な視点に立った改善策）

- 現在、看護学生を教育する者を育成する講習会には実習指導者講習会・看護教員養成講習会・幹部看護教員課程があり、これらを連動させることにより、看護教員のキャリアパスとして示すことができ、看護教員養成講習会修了者の自信に繋がると考えられる。そのため、これらの講習会を連動させ、さらには学位取得に繋がるようなコースとして再構築することが必要である。
- 受講希望者が就労を継続しながらでも受講できるよう、通信制やeラーニングの導入について検討する必要がある。
- また、受講者の利便性を高めるためには、近隣の看護系大学での科目履修を「教員養成課程」の一部として認定できるようにすることも考えられる。
- 将来的には看護系大学の専攻科や大学院等に看護教員養成課程を設置できるようにすることが望ましい。

・通信制やeラーニングの導入、大学や大学院等に看護教員養成課程を設置するなど、看護教員養成の実施体制や方法を多様化する場合、各々の教員養成課程の質を保証する仕組みが必要と考えられるが、どうか。
・また、こうした多様な方法を普及するためには、どのような方策が考えられるか。

参考資料

21文科高第6327号

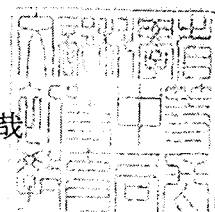
医政発第0723第25号

平成21年7月23日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各国公立大学長

文部科学省初等中等教育局長

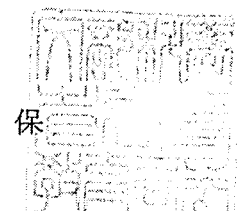
金森 越哉



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

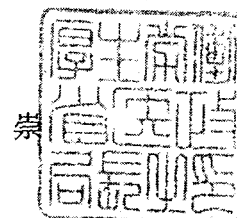
徳永



(印影印刷)

厚生労働省医政局長

外口



(印影印刷)

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進
に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

このたび、第171回国会において、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第七十八号）が成立し、平成21年7月15日に公布されました。同法律は平成22年4月1日から施行されます。

この法律は、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性に鑑み、保健師、助産師及び看護師国家試験の受験資格を改めるとともに、新たに業務に従事する

保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めるものです。

また、法律の内容は別添のとおりですので、御了知いただくとともに、都道府県知事においては所轄の私立高等学校、養成所及び医療機関に対して、都道府県教育委員会においては所管の高等学校に対して、必要な周知が図られるよう御配慮願います。

なお、本法律に係る政省令の制定については、追ってこれを行い、その内容及び留意事項については別途通知により説明させていただく予定ですので、予め御承知おき願います。

〔参考〕

- 別添1 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱
- 別添2 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- 別添3 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課

T E L : 03-5253-4111 (内線2508)

F A X : 03-6734-3390

厚生労働省医政局看護課

T E L : 03-5253-1111 (内線2569)

F A X : 03-3591-9072

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

1 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。
(第十九条関係)

2 助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。
(第二十条関係)

3 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記すること。
(第二十一条関係)

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。
(第二十八条の二関係)

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

1 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記すること。
(第三条第二項関係)

2 国の責務について、看護師等の研修等を明記すること。
(第四条第一項関係)

3 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記すること。
(第五条第一項関係)

4 看護師等の責務について、研修を受ける等を明記すること。
(第六条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置その他所要の規定を整備すること。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第二十一条第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「准看護師又は」の下に「学校教育法に基づく」を加え、「前二号」を「前三号」に改め、「規定する」の下に「大学、」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

第二十二条第三号中「第二号又は第四号」を「から第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中

「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

第二十二條の二第二項中「第二十一條第一号若しくは第二号」を「第二十一條第一号から第三号まで」に改める。

第三章中第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第二條 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第四号中「看護師等」を「研修等による看護師等」に改める。

第四條第一項中「養成、」の下に「研修等による」を加え、「を促進する」を「の促進の」に改める。

第五條第一項中「改善」の下に「、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を加える。

第六条中「対応し、」の下に「研修を受ける等」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第一条の規定による改正後の保健師助産師看護師法（以下

「新法」という。）第十九条の規定にかかわらず、保健師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第十九条第一号に該当する者

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第十九条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十条の規定にかかわらず、助産師国家試験を受ける

ことができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一号に該当する者

二 施行日前に旧法第二十条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなつた者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）

第四条 この法律の施行の際、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）は新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学と、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校（大学を除く。）は新法第二十一条第二号の規定により指定を受けた学校と、現に旧法第二十一条第二号の規定による指定を受けている養成所は新法第二十一条第三号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

2 前項の規定により新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学とみなされた大学についての同号の規定の適用については、当分の間、同号中「卒業した者」とあるのは、「卒業した者その他三年以上

当該学科を修めた者」とする。

(沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第四項中「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

◎保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
 ○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（第一条関係）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 試験（第十七条―第二十八条の二）</p> <p>第四章～第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>二・三 [略]</p> <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>二・三 [略]</p> <p>第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 試験（第十七条―第二十八条）</p> <p>第四章～第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>二・三 [略]</p> <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>二・三 [略]</p> <p>第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>

なければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの

五 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 〔略〕

三 前条第一号から第三号まで又は第五号に該当する者

四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

なければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの

四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 〔略〕

三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二條の二〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二十八條の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二條の二〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号若しくは第二号又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

改正後	改正前
<p>（基本指針）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二 三 〔略〕</p> <p>四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>3 4 5 〔略〕</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>（病院等の開設者等の責務）</p> <p>第五条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるように、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにする</p>	<p>（基本指針）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二 三 〔略〕</p> <p>四 看護師等の資質の向上に関する事項</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>3 4 5 〔略〕</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国は、看護師等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>（病院等の開設者等の責務）</p> <p>第五条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるように、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

ために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
い。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。
い。

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第五条関係）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（准看護師に関する特例） 第二百二条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産師看護師法第二十一条の規定の適用については、<u>同条第四号</u>中「准看護師」とあるのは、「准看護師（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。</p> <p>5・6 〔略〕</p>	<p>（准看護師に関する特例） 第二百二条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産師看護師法第二十一条の規定の適用については、<u>同条第三号</u>中「准看護師」とあるのは、「准看護師（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。</p> <p>5・6 〔略〕</p>